

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107ール・年	支払方法		
			登記簿面積 m ²						
1	農事組合法人 朝月農業生産組合 (B、C)	鳥取市源太 82-1	田	1,546.00	賃借権 水田	4年 11か月 令和04年09月01日 令和09年07月31日	2,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		鳥取市上味野 369	田	3,010.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市上味野 527-1	田	2,817.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市上味野 54	田	1,773.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市上味野 549-1	田	1,087.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 106-1	田	1,509.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 106-3	田	1,212.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 106-4	田	264.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 107	田	1,440.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 108	田	700.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 114	田	3,013.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 118	田	1,847.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 125-1	田	1,392.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 126-1	田	662.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 137	田	1,380.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 139	田	736.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 140-1	田	899.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 188-1	田	975.00	賃借権 水田		2,000		
		鳥取市朝月 191-1	田	2,836.00	賃借権 水田		2,000		

鳥取市朝月 192	田	3,328.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 195-1	田	497.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 195-3	田	287.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 195-4	田	293.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 197-2	田	564.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 2	田	2,995.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 200-1	田	2,000.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 200-2	田	1,244.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 201	田	3,213.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 202-1	田	2,208.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 202-2	田	1,000.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 205-1	田	2,641.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 206-1	田	2,806.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 206-2	田	200.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 210-1	田	2,994.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 215-1	田	789.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 215-2	田	2,200.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 3	田	1,439.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 4	田	1,560.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 44-1	田	2,000.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 93-1	田	1,876.00	賃借権 水田	2,000
鳥取市朝月 98-1	田	2,936.00	賃借権 水田	2,000
		41 件		
		計 68,168.00		

2	トゥリーアンドノーフ 株式会社 (B)	鳥取市気高町上光 1444	田	3,170.00	賃借権 水田	4年 11か月 令和04年09月01日 令和09年07月31日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
		鳥取市気高町上光 1460	田	1,440.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町飯里 370	田	3,032.00	賃借権 水田		5,000		
		鳥取市鹿野町鹿野 2969	田	2,347.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市鹿野町鹿野 3035	田	2,267.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市鹿野町鹿野 3036	田	1,550.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市鹿野町鹿野 3062	田	3,421.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市鹿野町鹿野 3067	田	1,960.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市鹿野町鹿野 3082	田	1,642.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市鹿野町鹿野 3083	田	1,955.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市大楠 108-1	田	2,347.00	賃借権 水田		1,000		
		鳥取市野坂 862	田	2,434.00	賃借権 水田		1,000		
		鳥取市野坂 873-1	田	2,176.00	賃借権 水田		1,000		
				13 件 計 29,741.00					
3	トゥリーアンドノーフ 株式会社 (B)	鳥取市気高町上光 1129	田	3,685.00	賃借権 水田	6年 10か月 令和04年09月01日 令和11年06月30日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
		鳥取市気高町上光 1130	田	1,723.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町上光 1131	田	3,943.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町上光 1157	田	2,395.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町上光 1169	田	2,991.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町上光 1170	田	2,103.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町上光 1172	田	1,714.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町上光 1187	田	3,161.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町上光 1216	田	2,271.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市気高町上光 1218	田	3,067.00	賃借権 水田		3,000		

		鳥取市気高町上光 1268 鳥取市気高町上光 1365 鳥取市気高町上光 1367 鳥取市気高町上光 1378 鳥取市気高町上光 1401	田 田 田 田 田 田	3,081.00 3,300.00 1,280.00 3,398.00 4,674.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田		3,000 3,000 3,000 3,000 3,000		
				15 件 計 42,786.00					
4	トゥリーアンドノーフ 株式会社 (B)	鳥取市気高町上光 1171	田	2,985.00	使用貸借 水田	6年 10か月 令和04年09月01日 令和11年06月30日	0	-	-
				1 件 計 2,985.00					
5	トゥリーアンドノーフ 株式会社 (B)	鳥取市気高町上光 1414 鳥取市気高町上光 1442 鳥取市気高町上光 1443	田 田 田	2,772.00 3,343.00 3,182.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	0年 8か月 令和04年09月01日 令和05年04月30日	3,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
				3 件 計 9,297.00					
6	トゥリーアンドノーフ 株式会社 (B)	鳥取市気高町上光 1445	田	2,561.00	賃借権 水田	7年 5か月 令和04年09月01日 令和12年01月31日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
				1 件 計 2,561.00					
7	トゥリーアンドノーフ 株式会社 (B)	鳥取市鹿野町鹿野 2971 鳥取市鹿野町鹿野 3028 鳥取市鹿野町鹿野 3034 鳥取市鹿野町鹿野 3068	田 田 田 田	2,120.00 2,197.00 1,112.00 2,903.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	1年 8か月 令和04年09月01日 令和06年04月30日	3,000 3,000 3,000 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
				4 件 計 8,332.00					

8	トゥリーアンドノーフ 株式会社 (B)	鳥取市鹿野町鹿野 3088 鳥取市鹿野町鹿野 3089	田 田	1,261.00 1,966.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	1年 8か月 令和04年09月01日 令和06年04月30日	0 0	-	-
			2 件 計 3,227.00						
9	農事組合法人 ファームかみだん (B、C)	鳥取市上原 747-2 鳥取市上原 748-1 鳥取市上原 748-2	田 田 田	996.00 1,031.00 1,082.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	5年 6か月 令和04年09月01日 令和10年02月29日	0 0 0	-	-
			3 件 計 3,109.00						
10	株式会社 アール企画 (B)	鳥取市妙徳寺 601 鳥取市妙徳寺 647	畑 畑	1,110.00 1,211.00	使用貸借 普通畑 使用貸借 普通畑	4年 11か月 令和04年09月01日 令和09年07月31日	0 0	-	-
			2 件 計 2,321.00						
11	株式会社 アール企画 (B)	鳥取市吉岡温泉町 1011 鳥取市吉岡温泉町 1012 鳥取市吉岡温泉町 1013	畑 畑 畑	399.00 1,818.00 1,087.00	使用貸借 普通畑 使用貸借 普通畑 使用貸借 普通畑	4年 9か月 令和04年09月01日 令和09年05月31日	0 0 0	-	-
			3 件 計 3,304.00						
12	株式会社 兎ッ兎 (B、C)	鳥取市国府町麻生 173-2	畑	52.00	賃借権 普通畑	2年 11か月 令和04年09月01日 令和07年07月31日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
			1 件 計 52.00						
13	有限会社 アグリフロンティア (B、C)	鳥取市国府町玉鉾 135-1	田	2,743.00	賃借権 水田	5年 7か月 令和04年09月01日 令和10年03月31日	3,938	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
			1 件 計 2,743.00						

14	農事組合法人 まごころ農場ひろせ (B、C)	鳥取市国府町広西 607-1	田 496.00 1 件 計 496.00	賃借権 水田	5年 4か月 令和04年09月01日 令和09年12月31日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
15	前田 大生	鳥取市河原町水根 1317 鳥取市河原町水根 1318 鳥取市河原町水根 1327	樹園地 735.00 樹園地 987.00 樹園地 1,663.00 3 件 計 3,385.00	賃借権 樹園地 賃借権 樹園地 賃借権 樹園地	4年 11か月 令和04年09月01日 令和09年07月31日	50,000 50,000 50,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
16	中原 孝弘	鳥取市気高町陸逢 775	畑 641.00 1 件 計 641.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和04年09月01日 令和09年07月31日	2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
17	五十畑 隆	鳥取市青谷町大坪 749 鳥取市青谷町大坪 758	畑 5,689.00 畑 3,738.00 2 件 計 9,427.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	9年 10か月 令和04年09月01日 令和14年06月30日	11,000 11,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
18	株式会社 あめかわ農園 (A、B、C)	鳥取市中大路 12 鳥取市中大路 13-1 鳥取市中大路 13-2	田 3,047.00 田 3,024.00 田 358.00 3 件 計 6,429.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 8か月 令和04年09月01日 令和09年04月30日	4,906 4,907 4,916	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
19	株式会社 あめかわ農園 (A、B、C)	鳥取市久末 117 鳥取市久末 121-1 鳥取市久末 157-2 鳥取市久末 158 鳥取市久末 277-1	田 2,616.00 田 1,732.00 田 2,598.00 田 1,939.00 田 2,311.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 9か月 令和04年09月01日 令和09年05月31日	4,778 4,907 3,541 3,506 4,543	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

鳥取市久末 280-1	田	1,375.00	賃借権 水田	2,836
鳥取市久末 307	田	208.00	賃借権 水田	3,846
鳥取市久末 324-1	田	1,041.00	賃借権 水田	2,593
鳥取市久末 324-2	田	913.00	賃借権 水田	2,628
鳥取市久末 98	田	969.00	賃借権 水田	3,715
鳥取市古郡家 110-1	田	2,097.00	賃借権 水田	4,530
鳥取市古郡家 111-3	田	247.00	賃借権 水田	4,048
鳥取市古郡家 51	田	1,487.00	賃借権 水田	3,765
鳥取市香取 471	田	849.00	賃借権 水田	943
鳥取市香取 565	田	3,844.00	賃借権 水田	3,694
鳥取市杉崎 651	田	1,133.00	賃借権 水田	4,721
鳥取市杉崎 652	田	3,029.00	賃借権 水田	4,902
鳥取市杉崎 653	田	3,014.00	賃借権 水田	4,810
鳥取市杉崎 654	田	1,507.00	賃借権 水田	4,810
鳥取市美和 20-1	田	1,076.00	賃借権 水田	4,900
鳥取市美和 20-2	田	356.00	賃借権 水田	4,900
鳥取市美和 20-3	田	430.00	賃借権 水田	4,900
鳥取市美和 21-1	田	863.00	賃借権 水田	4,900
鳥取市美和 21-2	田	230.00	賃借権 水田	4,900
鳥取市美和 21-3	田	106.00	賃借権 水田	4,900
鳥取市美和 27	田	4,462.00	賃借権 水田	4,975
鳥取市美和 51-2	田	3,004.00	賃借権 水田	4,893
鳥取市美和 53	田	3,026.00	賃借権 水田	4,907
		28 件		
		計 46,462.00		

20	株式会社 あめかわ農園 (A, B, C)	鳥取市久末 204-2 鳥取市久末 276-2 鳥取市久末 340 鳥取市香取 588	田 田 田 田	2,219.00 2,361.00 651.00 3,321.00 4 件 計 8,552.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 10か月 令和04年09月01日 令和09年06月30日	4,731 4,447 4,224 4,501	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
21	八幡 充 (A)	鳥取市湖山町西四丁目 128 鳥取市湖山町西四丁目 138	畑 畑	980.00 931.00 2 件 計 1,911.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 7か月 令和04年09月01日 令和09年03月31日	16,220 16,220	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
22	有限会社 田中農場 (A, B, C)	鳥取市河原町今在家 912 鳥取市河原町今在家 913 鳥取市河原町今在家 923-1 鳥取市河原町片山 984	田 田 田 田	2,347.00 1,944.00 3,292.00 724.00 4 件 計 8,307.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 7か月 令和04年09月01日 令和07年03月31日	4,367 4,990 4,921 995	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
23	山本 雅一	鳥取市河原町弓河内 450 鳥取市河原町弓河内 452 鳥取市河原町小畑 427 鳥取市河原町小畑 430-1 鳥取市河原町小畑 430-2	田 田 田 田 田	1,242.00 1,516.00 1,059.00 343.00 300.00 5 件 計 4,460.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 10か月 令和04年09月01日 令和09年06月30日	2,000 2,000 2,000 2,000 2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。